

令和4年度 道市連携海外展開推進事業
(リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築事業)
海外EC市場道産品可能性調査委託業務 企画提案指示書

1 目的

道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外拠点連携協議会」（以下、「委託者」という）において、海外EC市場に関する調査を実施し、道内企業への情報提供を通じて、コロナ禍により生じた海外市場の消費者の行動変容に起因する新たな需要を取り込むEC取引への参入を支援する。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和5年3月17日（金）まで

4 委託業務の内容

道産品（道内で製造又は加工されたもの全般を指す。以下同じ。）の海外EC市場での可能性について、次の項目を調査し、その結果を取りまとめること。

(1) 海外EC市場調査

次の項目について、シンガポールにおけるEC市場での展開について、調査を行うこと。その際、周辺・類似のEC市場との比較についても考察を加えること。なお、とりまとめ手法や調査手法は予算上限の範囲内で項目ごとに提案すること。

① 対象分野

食品、化粧品及びその他EC市場展開に向いている分野を提案すること。ただし、市場動向や特性等を踏まえ、調査対象を設定すること。

② 調査項目

- i (1) ①で示した道産品の分野について、販売チャネルや代金決済手法、物流ルート、EC取引における各種リスク、コロナ禍により生じた消費者の行動変容などについて調査すること。
- ii 道産品を展開する訴求方法（ウェブプロモーション等）や先行事例について調査すること。
- iii i, iiのほか、4(1)④で設定する調査手法に適した項目、及び4(2)に示す海外EC市場展開マニュアルの作成に必要な調査項目について、提案を行うこと。

③ 道産品の海外EC市場における課題

道内中小企業がEC市場で道産品を展開する際に想定される課題等を抽出し、対応の方向性や方法を整理すること。

④ 調査手法の設定

(1) ②、③における適切な調査手法を設定すること。なお、提案者が有する既存の調査データやウェブ上のビッグデータの活用はこれを妨げない。

(2) 海外EC市場展開マニュアルの作成

道内企業の海外EC市場参入に資する内容を取りまとめたマニュアルを作成し、後述する方法で提出すること。マニュアルの内容は、輸出業務の初心者が活用することを想定し、輸出に関する基本的な手続きのほか、(1) ②、③の調査結果を踏まえ、道産品の特性を活かした展開ができる内容を提案すること。加えて、周辺・類似のEC市場展開に資する情報を整理し、マニュアルに記載すること。

(3) 事業報告書の作成

(1) 及び(2)の実施結果について、事業報告書及びその概要版を作成すること。概要版については、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

なお、概要版はA4版10ページ程度とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意

識したものとすること。

(4) 成果物の提出

以下の成果物を委託契約期間内に提出すること。

ア 4 (2) に定める E C 市場展開マニュアル (電子媒体 : 2 式)

イ 4 (3) の事業報告書及び概要版 (紙媒体 (A 4 版) : 4 部、電子媒体 : 2 式)

5 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等 (法人及び法人以外の団体を含む) による連合体 (以下、「コンソーシアム」という。) 又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等 (本事業を実施するために設置する場合を含む。) を有する企業、特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) に基づく特定非営利活動法人 (以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税 (個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 市区町村税

(ウ) 本店が所在する都府県の事業税 (道税の納税義務がある場合を除く。)

(エ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

6 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務執行体制の適格性

ア 執行体制

・業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

イ 積算の考え方

・事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

ウ 事業実施スケジュール

・業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

ア 海外 E C 市場調査について

・調査対象分野の考え方が、シンガポールにおける E C 市場の動向や特性を踏まえたものであるか。

・調査項目が指示内容における各項目を満たしているか。

・課題等の抽出方法や項目設定が妥当であるか。また、その課題への対応方法の整理が妥当

であるか。

- ・調査手法の設定が、市場特性把握や展開手法の検討を行う上で、適切であるか。

イ 海外EC市場展開マニュアルについて

- ・海外EC市場展開マニュアルの内容が、道内企業の海外展開に資する内容となっているか。
また、シンガポールにとどまらず、他国で展開する際にも有用な情報を含んでいるか。

ウ 実績報告書の作成について

- ・事業報告書の取りまとめ項目が適切であるか。また、概要版の完成イメージが対外的なプレゼンテーションを行うに際し、視覚的に訴える内容であるか。

7 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

8 予算上限額（消費税を含む）

4, 635千円

9 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

- ・道税（道が賦課徴収するものに限る。）

- ・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）

- ・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

- ・健康保険法第48条の規定による届出

- ・厚生年金保険法第27条の規定による届出

- ・雇用保険法第7条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

(ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前2期分）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和4年12月1日（木）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道・札幌市海外拠点連携協議会事務局

（北海道経済部経済企画局国際経済課）

電話 011-204-5342

担当 深井、菅原

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書 (別添様式 2)

(イ) 業務実施に要する経費見積価格 (税込み価格) 及びその内訳書 (自由様式)

イ 提出部数

7部 (2部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること)

ウ 提出期限

令和4年12月8日 (木) 午後5時00分 (必着)

エ 提出場所

(1) エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送 (必着、簡易書留に限る)

10 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、12月7日 (水) 午後5時までに上記9(1)エの担当窓口へ連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 関連情報を収集するための窓口
9(1)エに同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えると
きは、「6 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名
公表する。